

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和4年 3月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和4年3月3日(木) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	欠	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 9番 大坪 敏博 委員 10番 木下 大学 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	5件
第2号議案	農地法第5条及び5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第12号農用地利用集積計画(案)の決定案件	31件
第4号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の 意見聴取案件	2件
第5号議案	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」 の見直しについて	

- 第 6 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：三津）
- 第 7 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：田手）
- 第 8 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：松隈）
- 第 9 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：石動）
- 第 10 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：大曲）
- 第 11 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：箱川）
- 第 12 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：豆田）
- 第 13 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の
決定について（地区：吉田）

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 4 年 3 月の吉野ヶ里町農業委員会
総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

（会長 あいさつ）

- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しており
ます。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委
員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以
降の議事進行は中村会長にお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

9 番 大坪 敏博 委員 10 番 木下 大学 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	4 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	5 件
第 2 号議案	農地法第 5 条及び 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度 第 12 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	31 件
第 4 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の 意見聴取案件	2 件
第 5 号議案	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」 の見直しについて	
第 6 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：三津）	
第 7 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：田手）	
第 8 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：松隈）	
第 9 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：石動）	
第 10 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：大曲）	
第 11 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：箱川）	
第 12 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：豆田）	
第 13 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について（地区：吉田）	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について説明します。第 1 号報告朗読。説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 5 ページをごらんください。第 1 議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、6 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、7 ページに位置図、8 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- ○○番（○○委員） 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-2について説明を求めます。

○ 事務局長 7ページをごらんください。第1議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-2について説明します。
整理番号3-2を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、10ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、11ページに位置図、12ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 問題ないと思います。

○ ○番（○○委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-3について説明を求めます。

○ 事務局長 13ページをごらんください。第1議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-3について説明します。
整理番号3-3を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、14ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、15ページに位置図、16ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇推進委員** 問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-4及び3-5は関連案件のため一括して説明をお願いします。〇〇委員は審議が終わるまで退室してください。

○ **事務局長** 13ページをごらんください。第1議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-3及び3-4について説明します。

整理番号3-3及び3-4を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、18・22ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、19・23ページに位置図、20・24ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇推進委員** 一部は現在耕作されておらず荒れているので野菜を栽培されるということですので問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 25ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅は、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につき

ましては、26 ページに位置図、27 ページに字図の写し、28 ページに土地利用計画図、29・30 ページに断面図、31 ページに建物平面図、32 ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - 〇番（〇〇委員） 周りは宅地化されており問題ないと思います。
 - 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - 〇〇推進委員 問題ないと思います。
 - 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
 - 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。

○ 事務局長 33 ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の流通業務施設は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、34 ページに位置図、35 ページに字図の写し、36 ページに土地利用計画図、37 ページに断面図、38 ページ建物平面図、39 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。
 - 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - 〇〇推進委員 交差点の渋滞は気になりますが、転用自体は問題ないと思います。
 - 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
 - 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 40 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益施設が連たんしている農地であることから、第 3 種農地と判断されます。転用目的の集合住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、41 ページに位置図、42 ページに字図の写し、43 ページに土地利用計画図、44 ページに断面図、45 ページ建物平面図、46 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇推進委員** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ **事務局長** 47 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明します。

整理番号 5-4 を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の駐車場は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、48 ページに位置図、49 ページに字図の写し、50 ページに土地利用計画図、51 ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- ○番（○○委員） 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度
第 12 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- 事務局長 52 ページをごらんください。第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が 73 筆 138,761 m²、畑が 2 筆 563 m²、合計の 139,324 m²となっております。次に 54 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,209,567.87 m²、今回解約面積 40,962.11 m²、今回計画といたしまして 97,478 m²、現在の合計 3,266,083.76 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- 議長 続きまして、第 4 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。
- 事務局長 55 ページをごらんください。第 4 議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。
第 4 号議案を朗読。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。この案件に質疑のある方はご意見をお願いします。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第 5 号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明を求めます。
- 事務局長 63 ページをごらんください。第 5 議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明します。
第 5 号議案を朗読。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。この案件に質疑のある方はご意見をお願いします。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明を求めます。

○ **事務局長** 第 6 号議案から第 13 号議案は関連していますので一括してご説明いたします。114 ページをごらんください。第 6 号議案から第 13 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。この案件に質疑のある方はご意見をお願いします。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

閉会 午前 1 0 時 0 0 分